

第十六回国会 衆議院 電気通信委員會議録第八号

昭和二十八年七月一日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君

理事 岩川 興助君 理事 塩原時三郎君

理事 橋本善三郎君 理事 小泉 純也君

理事 原 茂君

菊池 義郎君 庄司 一郎君

玉置 信一君 齋藤 憲三君

上林與市郎君 松井 政吉君

三輪 壽壯君

委員外の出席者

参考人(全国電気通信労働組合中央執行委員長) 石川 辰正君

参考人(公益事業学会事務局長明大講師) 北 久一君

参考人(東京商工会議所商業部副部長) 樋口 裕人君

参考人(東京私設電話連合会理事) 三島 一郎君

参考人(電話工事協会副会長) 横山誠太郎君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

本日の會議に付した事件

公衆電気通信法案(内閣提出第九一號)

有線電気通信法案(内閣提出第九二號)

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(内閣提出第九三號)

○成田委員長 ただいまから開会いたします。

前会に引続き公衆電気通信法案、有

線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の三法案について、参考人の方々より御意見を伺います。

参考人の方々へ一言申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず御出席くださいまして、厚く御礼申し上げます。申すまでもありませんが、ただいま本委員会でも審査いたしております電気通信関係三法案は、公衆電気通信業務に関する基本法でありまして、また有線電気通信の規律、監督規定であります。ことに今回は電信電話料金の値上げ案及びP.B.X工事施工形態の問題等を含んでおります。本委員会はこれら一時的関心を有しております重要な案について慎重に審査いたしておりますが、この際国民の世論を反映せしめんがために、皆様方の御出席を煩わした次第であります。参考人各位におかれましては、あらゆる角度から思慮のない御意見を御発表くださるようお願いいたします。御発言は一人二十分程度といたしまして、御発言の順序はかつてながら委員長におまかせ願いたいと存じます。なお御意見の発表の後、委員から質疑があると思っております。それではまず北久一君にお願いいたします。

○北参考人 私は明治大学の商学部と東京都立大学の人文学部の経済の学生に公益事業の講義を担当いたしておりますものであります。本日ここに呼び出されたのは、おそらく公益事業の専門科目を担当している者に対してこの法案の意見を聞きたい、さような趣旨と考へまして、できるだけ純理的な立場から、なおまた法案の具体的な問題点につきまして私の意見を申し上げたいと思つております。この公衆電気通信法案なるものを拝見いたしました。まず第一に私の目にとまつた箇所は、第五章料金でございます。第五章は、(料金の決定)と相なつております。これは四十五ページ、六十八条でございますが、この規定によりまして、要するに電信電話料金というものを、一つの別表を設けまして、そこに料金種別を示し、そしてそれに対しての料金額というものを特定しておるわけであります。この法律が議院において審議され、可決されますと、この料金制度が適用されることになるのであります。そこに何ら料金決定の原則というものが法律の上に示されていないのであります。これは公益事業の料金、運賃をきめます法律として幾分不備な点ではなからうか、かように存する次第であります。なおこの別表の検討にただちに移つて行きたいと思つておりますが、それに先だちまして、公益事業料金、運賃の決定原則につきまして、ごく簡単に圧縮して申し上げ、それからこの別表の検討に移りたいと存する次第であります。

を異にしている面がございますので、これは申し上げるまでもなく、公益事業は独占企業として組織されることが社会的に容認されております。これはその事業に固有な財産の性質から生じて来ますところの自然的独占の結果、さようなことになつておるのであります。現在の経済、社会の制度的基礎というものは競争の上に立つておるわけでありまして、あえて独占禁止法の適用除外を認めまして、そこに独占の形成ということが社会的に容認される。従いましてこの独占企業の価格決定、プライシングというものは、もし一般競争的企業の場所における同じ原理に従いまして決定されるということになります。これは申し上げるまでもなく、独占価格水準にまで価格が上つて行くという危険性が多分にございまして、この独占価格の実現を否定する一つの料金原則というものを立てまして、そこでこの企業体のプライシングを外部的な力を加えて縛るといふことが必要になつて来るわけであります。これらなわち適正料金原則と申しまして、需要者側から見まして、その公益事業の提供いたしますサービスが十分それに値するものであるか、それからそのサービスの提供に要しますところのコスト、原価、費用というものが十分それを補償することを得るものであるかという点において、適正料金というものは決定を見る。すなわちこの公益事業の料金決定は、レイト・メイキングと申しまして、人為的

な価格作成の過程でございます。従いまして法律の上はこの価格作成の手續、方法についてある程度原則を示すということ、当然あつてしかるべきものではないかと思つてございまして、この公衆電気通信法案によりまして、さようなことは何らなされてない。それでこれは料金別表主義という一つの方式になつておる。しかしながらかかのごとき料金別表主義というふうなやり方は、電話事業、電信事業が政府事業から切り離されまして、政府会社として一つの企業体として編成された今日におきましては、これは必要者、国民公衆に対しては、これに不親切なやり方であると思つております。もちろん議会の決定を見るわけでございますから、少くともその線に沿うては妥当な、手落ちはないわけでございますけれども、しかしながら料金決定という機能は、これはあえて申しますならば、立法的な行為ではないのであります。従いまして、たゞい議院においてこの料金の水準が決定に相なるということにいたしましたも、そこに料金決定の原則というものを一応明示するということが、進歩した公益事業法の建前ではなからうかと存する次第であります。御参考までに申し上げますならば、電気料金、ガス料金の方では、この原則は法律の上にうたつております。

そこで次に別表の検討に移つて行きたいと思つてございまして、私的

成、値段のきめ方と申しますものは、申すまでもなく一般の競争的産業の市場価格の決定ということとまつたく趣

成、値段のきめ方と申しますものは、申すまでもなく一般の競争的産業の市場価格の決定ということとまつたく趣

成、値段のきめ方と申しますものは、申すまでもなく一般の競争的産業の市場価格の決定ということとまつたく趣

株式会社と国家独占の政府会社の場合において、若干その料金決定原則の上において差異が認められると思うのであります。まず第一に国家独占の政府会社に於ては、原始的投資がございまして、その基礎の上に企業が組織されまして、公共の福祉というものの間に調和をとって行くという建前になつております。そうして国家財政との連関を生ずるというところに、私的株式会社によりますところの公益事業の組織との差異があると認められるのでございまして、先ほど申しましたレート・メーキングの原則は、普通の私的株式会社に対しての料金原則といたしましては、減価償却、税金を含めまして広義の営業費、オペレーティング、コスト、それから事業財産の公正価値に對しての公正報酬フェア、リターン、この総原価を補償するところの總収益を基礎にして料金を決定する、これが原則になつております。すなわち総事業財産の公正価値に對しての公正報酬というものが、公益事業料金、運賃の決定の基礎の一つの重要な部分になるわけでありまして、原始的投資を國に求めてその上に組織されております政府会社、特に国家独占の電信電話公社のごときものにおきましては、ただちにもつてこの原則をそのまま機械的にアプライすることはできないということが多分に認められるのであります。しかしながらとにかく一つの原則的な事項として、さようなプロセスはこの電信電話公社の場合におきましても何ら例外をなすものではないと思うのであります。しかしながら今度の料金変更の理由となつております五箇年間の建設計画とい

うものにとらみ合せて、今申し上げました料金原則というものとつなかりを示し、そうして問題点を指摘して私の意見を述べたい、かく思うわけでございます。

今度の附表を見ますと、従来の電信電話料金に對しまして二割五分の値上率を示しております。公社当局からいろいろ出されております資料によつて拝見しますと、その中の相当部分もつて五年間の収支差額を建設費に入れに向ける、すなわち七百億の収支差額を生ぜしめ、それを建設に繰入れる、かのごとく相なつておるわけでありまして、この点につきましてはいろいろ新聞紙上に出ておりますが、一般の競争的企业におきましての価額原則ということから申しますと、これは市場価額として決定いたすものでありますので、やろうと思つても、かのごとき不都合なことではできないのでございしますが、公益事業は、国家機構独占の企業、あるいは国家企業でなくとも、地域独占になつておりますので、料金収益をもつてある程度の建設資金をまかなうというところは、これを一般の競争的企业の場合の原則に照し合せても、全般的に否定するということには、必ずしも妥当とはいえない面があるのでございします。たとえばアメリカの私的公益事業会社におきましての内部金融がどういふ動きをたどつておるかということを照し合せてみますと、アメリカの公益事業に属します諸産業、なかんずく電気事業でございしますが、証券金融から内部金融に移りつつある形勢が認められるのであります。そしてこれが社会公共の福祉にもマッチするとい

うところから、レバトラリー・ボデー、公益事業委員会の方式にもそれが若干取入れられておる。これはアメリカ経済が成熟期に入りまして、企業が十分に成長して力を持つて来た。そこから価値の余剰を生み出して来まして、それで自己資金をまかなつて行くということが出て来つておるわけでございます。これは高度に発達したアメリカの資本主義の成熟した姿なのであります。それがどういふことになつておるか申しますと、一九三〇年代以降におきまして、証券金融から内部金融に公益事業会社の資金繰りが移つて来ている。多くの公益事業会社におきましては、利益金から新規建設をまかなつておるのであります。たとえば一九四一年にメトロポリタン・エジソン会社は、純益の六〇%以上のものを留保いたしました。普通株の配当をしていない。それから一九三四年から四二年までの八年間に、アメリカの全電気事業が調達いたしました三十二億ドルのうち八二%は、引当金と未処分金、すなわち当座金からなつておりまして、一八%が増資または社債の発行によつてまかなわれておる。従いましてアメリカの私的公益事業会社におきましては、建設資金の相当のパーセンテージは、その事業自体が生み出す力に相当の要素を求めておるわけであり

ます。

さてわが國の公社の場合でございしますが、はたしてアメリカの強大なる私的株式会社のたどつておる過程が、そのままアプライされるかどうかということになりますと疑問でございします。しかしながら一般の競争的企业の財務原理を、そのまま公社の建設その他營業の實際にただちに機械的にア

ライすることはできないものであるといふことは、このアメリカの事情によつて示されると思うのであります。なお今私の申し上げましたアメリカの事情は、つい先ごろダイヤモンド社から出ましたアメリカのメリーランド大学教授レメンズの公益事業経営論という本の百九十一ページに詳細に出ております。

しかしながら日本の電信電話、国家機構独占の政府会社の財務の事情を見ます場合に、こういう点は十分に注意を要するところでありまして、そこに若干のものを自己資金をもつてまかなうという過程はとられてさしつかえない。これはひいては國家公衆の福祉に關連することでもございしますので、一般の競争的企业の原理をアプライいたしまして、これをむげに非難攻撃すべきものではないと私は考えます。しかしながら、そこに非常に大きな限界線があることはもちろんであります。野放図にさようなことをやらせましては、これは大きな間違いでございまして、きわめて限界づけられておる。そうしてこの日本の電信事業自体は、相当力を持つておると私は見ておる。アメリカの電気会社先ほど申しましたユソリデーテット・エジソン会社に比肩し得るところの経済力を持つておると思ふ。この公社の力に電信事業の打開を求めるといふことは、私は國家公衆の福祉の点から見まして、必ずしも否定できない。

そこでその限界点が問題になるわけでございますが、この二割五分の引上げのうち、どの程度までが妥当性が認められる部分であるかということになりますと、衆議院から資料を送つて来てからまだ間もないことでもございしますから、そこまではどういふ分析が及ばないのでございしますが、ざつと申し上げますと、電信電話公社の財産のフェア・ヴァリュに對しまして、フェア・リターンを与えるということが一つの限界のめどでございします。そうしてこの電信電話公社の財産価値がどれだけあるか、この評価はなかく困難であると思つてございしますが、しかし創立以来營々としてやつて来られました電信電話公社の財産の値打といふものは、おそらく相当なものであると考える次第であります。

なぜさように断るか申しますに、電話料金は現在の物価水準の半分のところにあります。それで大体経営が行つておる。電気もしかし、石炭なり、鉄鋼なり、セメントなりは、戦後のインフレーションに調子を合せまして、売買はどんどんスライドして行きまして、もうすでに三百倍ないし四百倍の高い物価水準のところに行つておる。しかるに公益事業の運賃料金だけは、低いものは百倍、高いものは二百倍、平均して百五十倍、すなわち一般の物価水準の半分のところに行つておる。経済復興のノルマルの経済均衡への自己運動とも見らるべき料金改訂運動が、電気においても、ガスにおいても、水道においても、今ごろになつて料金値上げとは何事であるかと押えるわけでございますが、なぜかくのごとき現象が公益事業に限つて起つておるか。過去に建設をされ財産が存在しておるからであります。その財産の上に、悪い言葉で申し

まれずば、財産を食いつぶして低料
金、低運賃に耐えておると私は見るわ
けであります。従いまして電信電話公
社の具塩の場合にこれをアプライし
てみますと、現在一般物水準の半分
のところまでどうにかこうにか営業が立
つておるといふことは、これは相当な
財産価値がその裏づけとしてある。そ
うしてこの財産価値を正当に評価いた
しまして、その上にフェア・リターン
をつけるということになれば、これを
徹底的にやりますれば、現在の一般物
水準の三百倍ないし三百五十倍とい
うところに行つてしまふ。しかしなが
ら一筆にさようなことはもちろん許さ
るべきことではないのであります。し
かしながら一應の自己資本の調達力の
限界線は、公正価値のマージンにおい
て決定されておる。そこまでは一つの
マージンとして認められると考える次第
でございます。しかしながらとにかく
料金原則というものは、何らこの法律
の上で示されておらず、そして私の今
申し上げましたことも、きわめて抽象
的な論議からさように申しておるだけ
でございますので、私としましては、
永久にこの料金附表をアプライされて
行つたのでは困るといふ結論が出るわ
けであります。それでこの二割五分の
料金引上げされたものに相当な収支差
益を生じ、それを建設費に繰入れると
いうことをうたつております以上、と
にかくこれは永久の料金表ではござい
ません。それで建設計画五箇年間に限
つてこの料金表を認める。いろ／＼こ
のこまかい建設の検討とか、それから
資金調達の可能性の検討ということ
は、とうてい時間がございせんから
さようなことはやめまして、とにかく

もうこれよりほかに財源を求めるとこ
ろがないというところに来ておるもの
らしい。しからばこの時間を切りまし
て昭和三十三年度の末までと切つて、
この料金表を認める。それから昭和三十
二年末に料金の改訂を行うというこ
とを但書としてぜひひとつうたつてい
ただきたい、かく考える次第ござい
ます。
それからもう一つ申し上げておかな
ければならぬことは、この公社の会計
に對しましての監査機構でございま
す。かくのごとく大きな資金を独占企
業たる公社に付与することになります
と、これが資本的支出にまわされな
い、營業的費用、損益の計算にこれが
流用されるということになります。こ
れは世を欺くことになるわけであ
ります。厳正なる会計手続によりま
して、これは常に資本勘定において処
理されなくちやいけない。會計的に見
ますと、さような監査機構というもの
を、外部から公社に向つて加えるとい
うことがどうしても必要なのでありま
して、公社の経営者の方々を決して信
用してはいないわけではないのでござい
ますが、しかしながらこの公的機関
と申しますのは、さような対人的な
信用だけではだめなのでございま
して、どうしてもこの公社の会計に對し
ましての一つの監査機構を設けてお
く。そうして當時その資金の用途を監
視するという行政的処置をひとつ講じ
てもらいたい。

それから先ほども申しました料金決
定原則を法文の上に明示しておく。す
なわち私の意見といたしましては、過
渡的措置として五箇年計画建設期間の
終了する昭和三十三年末までの料金

として、五箇年の期限付で容認するべ
きものである。三十三年末末に改訂す
る。第二は会計監査機構を樹立する。
第三に料金決定原則を法律に盛りこ
む、この三点を条件といたしまして、
私はこの料金改訂またやむなしという
意見を申し上げまして、御参考にお供し
たいと思つて次第でございます。

○成田委員長 北参考人はお急ぎのよ
うでございますから、北君に御質疑あ
ればこれを許します。松井政吉君。
○松井(政)委員 ちよつと北さんにお
伺いをしたいのですが、お急ぎのよう
でございますから、きわめて要点だけ
をお伺いをいたします。
北さんは五箇年間を限つてこの料金
やむなしという結論のようでありま
す。ところが問題になるのは、公社組
織とそれから独占企業料金の原則に
ついては、われ／＼非常に同意をする
点がございますが、五箇年間を切つて
料金値上げをするということになりま
すと、ちよつとお伺いをしたい気持ち
になります。というのは、今度の料金値
上げの中でわれ／＼一番重要だと考え
るのは、加入者に負担をさしたもので、
設備の改良並びに建設をまかなおう
としておるといふこととあります。そ
うしてこれは御承知のように、前年度
において要するに政府から百三十五億
円を建設資金として借入れをいたして
おります。今度は、本年度の予算の中
では、前国会には四十億圓、政府から
出資がなされておつた今国会にはゼロ
になつております。ゼロになつており
ますが、いわゆる従来から借り入れた
金に對する利子並びに返還はしなければ
ならない。その分まで料金にはね返
つて来る。従つて五年間を切つて加入

者に負担をさしたもので建設をしよう
という御意見は一つの理論としてはあ
ると思つていますが、われ／＼はやはり
日本の経済力と、会社の経済力、公益
的な独占企業であるという点から考え
れば、五年間の間の建設は加入者に負
担もしてもらつて、少くとも政府の責
任において建設しなければならぬ。
国家の責任において建設しなければならぬ。
に負担をさして建設、改良をしない
で、政府が当然一定期間だけ長期低利
による建設資金を出すべきだと考え
ますが、この考え方についていかよう
なる御解釈をなさいますか、お伺いし
たいと思つております。

○北参考人 資金計画を拜見いたしま
すと、加入者に受益引受債券というも
のを持たす、設備負担金をさせるとい
うことにはいたしておる。これは建設さ
れた将来の加入者からとるのでござい
ますけれども、二百四十億と百八十億、
合せて四百億ほどのものを将来の加入
者から取るわけでありまして。現在の
加入者から取上げるものは、この収支
差額の建設繰入れ七億と百億とを
とる。すなわち七百億と四百といふか
つこうになつております。それからこの
公債、政府借入金金は四百五十億を予定
しておられる。これは少いという感じ
は私も同様には持ちます。この政府借入
れ公債でございまして、市中におきま
しても電信電話公社がこういう社債を
発行される。そしてこの割込みをやら
れるということ、現在の日本の資本
市場の突力におきましてなか／＼無理
である。現在電気事業会社は九社でも
つて年に百二十億を発行しておる。こ

れがぎり／＼でございます。それでこ
の約三倍のものが現在の資本市場の能
力であると推定されるのでございま
す。すなわち三百六十億から四百億ま
で。そこで年々百億以上のものがそこ
へ出かけて行つて新たに資金の獲得を
するといふことは、なか／＼無理であ
る。従いましてこの政府借入金という
ところに一つの突破口があるわけであ
ります。従いまして、これが出ればこれに越
したことはございせん。これが出れば、
政府の財政投資によりまして電話事業
の建設を行う、まかなうということが
出れば、これに越したことはございま
せん。しかしながら電源開発株式会社
に對しまして、政府が資金を出すとい
う場合と、また意味を若干異にいたし
ます。電話というものは公益事業
でございますが、これはおもに事業用
の電話需要というものが中心をなして
おる。従いまして国民全般の需要者を
普遍的に網羅するという点におきま
しては、やや限定される一面がございま
すので、国家財政資金をもつて全的に
これをまかなうべきものであるとい
うことは、私は言えないと思つてござ
います。従いましてその相当の部分を
政府が負担すべきである。それから公
社の経営努力によりまして、長期資本
市場において調達するといふのを努力
をいたされることはもちろんでござい
ますが、なおこの将来の加入者の負担、
すなわち設備負担と加入者受益引受債
券といふものと、それから現在の加
入者が負担されるもの——これはりく
つとして合わぬ点もございまして、
アメリカやイギリスの公益事業の教科
書は日本に出しておりますので困るの
であります。外国の大学の公益事業

三

の教科書におきましては、電話事業の特殊性をいたしまして、電話というものは、この加入者が参加することによつてその電話のヴァリユーがふえるものであるということをもどる本もたつております。すなわち特殊性があるものであります。普通のガスや、電気や、水道におきましては、需要者に転嫁される。すでに入つておる加入者にとつては何ら関係はないのであります。電話はヴァリユーがそれだけ増すことであるということも、どの教科書もうたつておる。従いまして現在の加入者が将来の建設費を若干負担されるという事は、電話の例用価値の面だけから見ますと、それほど矛盾は認められない。しかしできるだけ最小限度にとどむべきものであることは言うまでもないと思存します。

○松井(政)委員 もう一点だけお尋ねしておきますが、今五年間を切つてたゞいまのようなべらぼうな値上げをして、五年間たつたら、今度はサーブिस本位に料金を安くするといふような裏づけのような御意見を伺ひしたのであります。逆にかういふことはございませぬでしょうか。かりに日本の国家が財政投資を、あらゆる公益事業にいたすだけのことかできないかという経済力であれば、国民の経済力もまた膨大なる値上げに負担がでないといふことは、並行的なものだと思つております。そこで問題が起つて参りますのは、要するにこの五箇年計画を達成す

るためには、政府投資は五箇年の最初の年においては百億出すが、六年目には政府投資はゼロになつてしまふ。そこではたして正常なる平均化された加入者の料金負担で、公社の経営も、それから以後も、設備の改良も、建設もできる、それまでは国の力で見なければならぬ。国の力で見れば、ただいま公社に一番痛みの点は、容赦千万なく、国の貸出しをした金に対する返還を迫られる。それならば借りない方がよろしい。それならば加入者のみに負担させた方が、公社の経済がよろしいであつて、やはり国自体が独占企業であり、公益性を持つもの、建設と設備の改良と、それから国民に負担させるもの、度合いを経済力で判断すれば、北参考人の御意見と逆説のように、最初政府はこれだけ出す。しかし五年間にそれだけの建設をやれ、六年目からは政府の費出しはなくなる。従つてその時期になれば料金も適正化されたもので経営と設備が可能になる、かういふ建設計画というものはないわけはないと思つておりますが、この点についてはいかがですか。

○北参考人 先ほど申し上げましたように、独占公益事業の経営の一つの特性をいたしまして、需要に対してサーブिस即座原則と申しますか、需要者が申し込んで来たときに、それにすぐ応じなければならぬという原則がございします。この原則が将来のある一定の期間にまで延長されて、そこに建設予定計画というものがその企業体に対して要請されるわけがございします。従いましてどうしても企業体というものはあ

る一定の建設をする、これを需要の自然増加と公益事業では申しておるのであります。人口が増加いたします。産業の組織が高度化したいたします。一般国民生活文化の程度が何と申しましても向上して行く、そういうところから起つて参ります需要の自然増加に対処して行くということが、独占公益企業におきましては責任づけられる。これが非常に悪いところでありまして、これが普通の競争的産業におきましては、建設関係においては五箇年建設予定計画という形をとりませんで、採算よしと見れば建設に着手しないということに相なるわけがございしますが、そういう点におきまして公益事業の建設計画というものは、特殊性が認められる。そうして資金計画というものは先ほどから申し上げますように、本来は社会に蓄積された資本からくみとるべきものであるということ、原則として疑いなくございします。しかしながらアメリカの例を引きまして申し上げたのであります。日本のパブリック・コーポレーションにおきましては、国家財政との連関というものがあつて、それから国による原始的投資の上から歴史的に組織されて来たのであります。それから国家独善であり、公共の福祉というものと直接関係をしてい

ります。常に打破して行く、この企業努力がありましてこそ、国の経済に活気がもたらされますので、とにかく常にある程度の資金をまかなう。そうしてその建設を進める。しかしながら独占事業の公社におきましては、これはまた即責任でもあるわけでありまして、これに対して国が財政投資をするといふことは、可能なる限度にまですべきものであるといふことは、原則として何ら否定されるべきものではないのであります。その可能なる限度いかん、それからまた公社の自力による資金調達、民間の長期資金の供給力いかん、ある場合には加入者の建設資金の負担、それからまた料金の形における若干の負担といふような、全体のものが一つのバランスをとつて進む。そうして無理のない形でもつて電話の建設が活発に進められることを希望するものでございします。

○橋本(善)委員 簡単に伺ひますが、非常に有力な御意見を拝聴いたしました。参考になつたのであります。要するに電信電話の公共企業体である電信電話公社は、その建設資金の一部に全部というのではありませんが、一部を料金収入から建設資金にまわすことは、必ずしも不当ではないといふように解釈してよろしゅうございしますか。

それから第二は、電信電話公社は、現在企業能力といふか、力のある公共企業体として、政府の財政投資も第一義的に考えなくともよいだけに成長している企業体であるといふようなお話をだつたと思ひますが、そのように承知してよろしゅうございしますか。

それから第三は、いわゆる料金決定の原則につきましては、電気、ガス事

業等とは大分事情がかりまして、必ずしも料金決定の原則というものを、たとえお話のように減価償却資本、あるいは投下資本、あるいは営業費等を含めて考慮しても、原則が出にくいように考えられるのですが、この点の御意見を拝聴したい。

○北参考人 第一の料金収益の一部をもつて、その収益を保有いたします内部資金から建設をまかなうのは、ある限界以内において妥当なことであるかどうかという御意見であります。これは先ほどから私の申し上げたように、あえて否定されるべきことではないのであります。ある部分的にさうなことが行われることは承認されることであるかと私は思う。それから公社の実力でございますが、私はこれは相当地な実力のあるものである、こう見ておられます。しかしながら政府の財政に何ら依存しないで行けるかというに、これはやはり敗戦の結果非常な被害を受けておる、そうして復興過程を現在なおかつたどりつたところという条件も含まれて、力は持つておられますけれども、しかしながらまだ手放しで、国家財政から切り離して公社を歩かすといふことは時機尚早だと思ひます。それから料金原則でございますが、これは確かに言われますように私的株式会社の場合の料金原則、それから公社、ガザメント・コーポレーション、国鉄のような政府会社の場合、それから水道、交通のような地方公営事業の場合になります。この料金決定の手續においては確かに若干異にするものが認められるのであります。原則においては何ら変化なし、従いまして一八九八年アメリカの大審院が決定して、

今世界の公益事業の料金プリンシプルになつておられますけれども、ミス対エイムズ事件の判決としてきまつたあれが、現在好むと好まざるにかかわらず、世界を通じての公益事業の賃金決定の原則として認めざるを得なくなつておたのであります。すなわち原価償却、税金を含めた取益という部面と、事業財産の公正価値に対する公正報酬——フェア・リターン、この二つを合算したものを補償する料金の原則というものは、公社であろうと営企業であろうと何らかわりはない、私はさように思つておる次第であります。

○原(茂)委員 ただいまのちよつと敷衍して伺いたいと思つたのですが、電気、ガスには料金の原則があるわけでありすが、鉄道運賃の値上げに對して何か原則があるかどうか、お調べでしたら伺ひたいことが第一点。それから両方合算いたしました、公社の性格というものは大要御存じのようでございますが、公社の企業経営というものを中心に考えましたときに、その責任はより多く政府が持つべきものか、あるいはこの公社の企業を利用いたしておられます一般大衆がその責任を多く持つべきか、この度合いに對しての御意見をひとつ伺ひたいと思つた。

第二点といたしましては、今の料金値上げの原則をもし公社に設けるといふと、どういふところに重点を置いてお考えになるべきか、概略でつけようですか御説明願ひたい。

○北参考人 国鉄の運賃はやはりこれと同じであります。国会において決定されるという建前になつておるのであります。

ります。やはり何ら原則的な事項を科学的に取入れるということになされていぬ。それでそのとき、法案を作成して国会へ提出するという手続がとられておるようになつておる。

それから公社の経営というものに対して、政府が経営の責任というか、めんどろをみるということになると思ひますが、政府がより多くめんどろをみるべきものか、一般大衆がより多くのめんどろをみるか、私はこれはやはり政府がよほど力を入れてみるべきものであると思ひます。政府が公社でございまして、パブリック・コーポレーション、これを直積いたしますれば公社というオーガニゼーションは、これはアメリカ、イギリスのパブリック・コーポレーション、ガザアメント・コーポレーションに範をとつたものであります。従来政府がやつておりました事業を、一つの収支適合をはかる企業体に組織したわけでありまして、従ひましてその性格は政府会社でありまして、本来政府がやつておつたものを一つの別の組織に切り離して、そうして会社形態として運営せしむるといふことなものであります、そのめんどろをみる責任はどちらから申しますと、政府にありと私は断じたいのであります。

第三の料金原則でございますが、これは法律の上になつたうといふときは、私的株式会社の料金原則とは若干趣を異にするところはございますが、私が申し上げますことは、料金決定の具体的なところまで持つて行くといふようなことはどうもないのであります、原則だけ法案の上になつたう必要あ

れば、別に規則を制定いたしましたして、そうして決定の基準を定めるといふことになされたらいかかと思つたのであります。

○原(茂)委員 もう一点簡単に御意見を伺ひたいと思ひます。御説の通りですと、次のような疑問が起るのですね。企業経営の運営上の責任が、公社の場合におもに政府にある。こういう御意見ですが、およそ企業が経営されます根本になるのは、やはり利潤の追求にあるわけでありまして、利潤を追求しようとするには、どうしてもその追求にアプライするだけの施設を必ず必要とせなければなりません。従つて企業経営の責任がおもに政府にあるとすれば、公社の維持運営されるための利益を補償しようとする施設は、当然政府の側でまず第一歩としてこれを補償すべき性格のものではないかといふような感じがするのですが、この点御意見を承りたいと思ひます。

○北参考人 今の議員さんの御意見、責任といふことは私は申しておらぬのであります、めんどろをみるという言葉も非科学的な言葉であります、一般国民公衆がめんどろをみる、政府がめんどろをみる、どちらがよけいそのめんどろをみなければならぬかといふ、そのめんどろをみるという言葉で申し上げた。責任といふことになりまして、これはやはり公社自体でございます。経営責任は電信電話公社といふ一つの独立したそこに責任組織があるわけでございます、この会社自体が責任をとらなければならぬ、そういうことになりまして、めんどろをみる、すなわち国家財政によつて相当程度の建設をみて行かなければならぬといふ意

味なのでございます。

○成田委員 ほかには御質疑ございせんか。——では私から一つお尋ねしておきたいと思ひますが、私の聞き違ひかも知れませんが、ただいま北参考人の御意見の中に、アメリカの私企業と比較されまして、電電公社は自己資金で経営して行くだけの経営基礎が固まつておる。企業内容が充実して来ておる、こういう御説明があつたように思つたのですが、それと今度の二割五分の料金値上げの問題でございまして、世論ごうごうたる反対があるにもかかわらず、二割五分の大幅値上げをやらなければならぬといふことは、実は企業の内容が充実して、こういう一つの証拠になるのじやないか。現に昭和九年から公社発足まで、聞くところによりますと、一般会計なり、臨時軍事費予算に十二億三千万円、現在の貨幣価値に換算しますと、三十億の金が電信電話事業から吸い上げられておる。そのために十分の償却もやつていないといふことは、企業内容が非常に薄弱だといふことになり、その結果積立金もなかり、そのために世論の反対にもかかわらず、二割五分といふような大幅な値上げをやらなければならぬ、こういうことにも拝察されるのですが、いかがでございますか。

○北参考人 ただいまの御説まことにござつともございまして、私の申し上げ方が非常に悪かつたと思つたのであります、アメリカの私的株式会社の資本の調達がどういふうぐいに現在行われておるか、どういふ傾向にあるかといふことを御参考までに申し上げたのであります。先ほど申し上げました

ように、一九三〇年以降におきまして、経済の停滞と産業の成熟といふことがアメリカにおいて非常に問題になつたのでございまして、期せずして電氣事業会社等の巨大なる独占事業が、資本を内部の金融にまつという方向転換を一九三〇年に始めておるわけでありまして、私はこの点アメリカ企業経済のマテュリテイといふことと、一つの表裏をなしておると思つておりましたところ、先ほど申しましたクレメンズの本には、公益事業会社の経済の成熟と、公益事業会社のさうな資金計画の転換といふことは、関連があるといふことをうたつておりました。そして私はただちにこのことをもつて、あえて日本の現実の公社を律するといふことをやるわけではないのでございまして、もちろんただいま委員長の御指摘になりましたように、日本の電信電話事業といふのは、戦前におきまして政府に對しまして大きな額の資本を繰入れ、それから戦争の開始と同時に巨大な軍事費を負担し、そのために著しく償却不足を呈しておるわけでございます。すなわち企業の経営内容は弱体でございます。しかしながらその経営内容の弱体といふこととマテュリテイといふことは、概念上ちよつと私は用法を別にして申し上げておるのでございまして、日本の資本主義機構の発達というものと、電信電話事業といふ一つの独占事業体の成長といふものとの関連から見まして、国家機構独占の電信電話事業といふものは、経営上さうなウィーク・ポイントを持つておるにいたしまして、これは決して資本主義初期の状態で低度な企業状況のものではない。企業組織としては、社会、経

済の上に相当な力を持つて来ておるものである。しかしながら経営上のウイーク・ポイントは一応認められるのであります。その間の概念を区別いたしまして私は申し上げたつもりなのでございますけれども、しかしこの言葉が不十分でおわかりにくかつたらうと思ひますが、時間がございますので、ここで打切らせていただきますと思ひます。

○成田委員 次は樋口裕人君。

○樋口参考人 私は東京商工会議所の商業部副部長をやっております樋口でございます。今日電気通信委員会にお呼び出されたことを感謝いたします。まず初めにはなはだ申しにくいことですが、申し上げたいと思ひますことは、実は私、時間がなく非常に急いでおりますにもかかわらず、開会が少し遅れたということは遺憾でありまして、ひとつ今後は大いに時間履行をやつていただきたいと存じます。こういうことを申してはおかしいのですが、東京商工会議所の会合あたりにいたしまして、昨今はみな忙しいからでありますので、時間は励行いたすようにいたしております。私は今日十一時までの時間を持つておりますから、その間東京商工会議所におきまして各方面から受けました陳情、それから会議所の意見並びに私の意見を加えて参考として申し上げたいと思ひます。今回の三法案につきましては、すでに輿論としては新聞等にもかなり出ておりました、私の申し上げるところはきわめて常識的なことに相なりますが、問題は増設改良、これにからみましての料金の高額引上げ、この二点に

限られておるかと思ひます。すでに商工会議所には各方面からの陳情が出ております。たとえて申しますと、証券取引所関係、中央区会議長を初めとして、中央区内における商業者を中心とする団体の陳情、東京織物同業組合関係全員の陳情、あるいは商品取引所関係の陳情、また電話の民主化連合会からの陳情等、多数の陳情を受けておりますが、まず増設、改良の問題につきましては、一電話に対する使用度数の統計から見ても、いかに増設が要望されているかというところは、これはもうすでにはつきりいたしております。特にその加入者の比率を見ました場合に、商業者とサービス業者を一緒に商業者とみなした場合には、加入者の五〇％が商業者であるという面から見まして、商業者の立場における増設の要望は非常に熾烈なものがあるわけでありまして、経済復興の立場から見まして、従来とられております政府の施策は、生産の増強、貿易の振興等の施策はかなり考えられておるのであります。国内の流通経済を促進させるという面についての考慮がどの程度扱われておるかということになります。われわれといたしましてはなはだ遺憾に存じている次第であります。

この電話増設、改良問題は、国内の流通経済復興という立場から考えましても、ぜひこれは急速にその促進をはかつていただくように希望する次第であります。中央区からの陳情を見ますと、中央区だけにのみならず、全都下の三五％の電話の負担をいたしているようなことになっております。今回の値上げがいかに中央区内における業者に大きなショックを与えているかと

いうことは、これによりましても明らかになつております。増設、改良を行う場合に、私ども疑問に思ふことは、五箇年計画によりまして、現在の加入者の支払いました料金によりまして七百億というものを増設に使用する。それに引きかえまして、政府資金というふうな点から考えますと、政府資金をかの流産予算におきましては四十億を予定しておりながら、今回の予算におきましてはそれを削減しておる。こういう結果になつておることをなはだ遺憾に思ひます。皆さんの力によりまして、どうか政府投資をさらにふやすことによつて増設、改良をはかつていただきたい、かように考えております。その点につきましては、すでに商工会議所から昨年も意見書を出しておきましたこと、議員諸君はすでに御承知だろうと存じます。増設、改良が国民の非常な要望であり、経済復興のための施設であり、特に今中央区の例で申し上げた

ようなぐあい、流通経済担当者に対する重大問題である。東京都の中央区の統計で見ますと、ほとんどが中小企業者の場合を取上げておるようであります。中小企業者の救済ということ、申すまでもなく焦眉の非常に重大な問題であります。各政党ともこれについては非常に力をお添えくださるといふ公約もいたしておるようなわけでありまして、中小企業者の場合には、負担が加重いたしました場合に、これを転嫁するの道がないかということ、非常にわれわれは中小企業の方から訴えられている、こういうことを一応申し上げます。その点大企業と中小企業とは、同一の料金値上げによる負担

の苦痛の程度が違う、こういうことを強く訴えられていることも申し添えておきます。しからば改良、増設をいかにしてやつていただくかというのを考えました場合に、現在の料金値上げの二五％という計画から判断いたしました、一言意見を申し上げますが、平均二五％という数字が出ておりましたが、これを個々のケースにとりまして、その点は、非常な相違がありまして、その点はなはだきつかに存じておるわけでありまして、中央区の約百の事業主からの調査をとりまして、その統計によりまして、現在の料金よりも六一％の増額という数字が出るようなことになつております。それから証券業者の陳情を見ますと、現在よりも八〇％の値上げの結果を見る、こういう数字を提示されております。かようなわけでありまして、平均二五％ということがうなづけないという一般商工業者が疑惑を抱いておる点を、電電公社といたしましては再検討を願ふ必要があるのではないかと考えております。特にこのたびの料金の引上げ方法によつて痛感いたしますことは、近郊電話が非常に割高になつておるといふことが考えられます。東京のごとく衛星都市を近接はたさん持つておりますところ、いたしましては、非常に料金の過重負担に相なるという結果が看取されるわけでありまして、この点でも今回の料金値上げの方法につきましては、検討を要するといふ意見を持つておるわけでございます。

なお増設、改良の問題にからみまして、全国電話民主化連盟の意見によりまして、現在の私設電話、これを民営

にある程度切りかえるという方法をとつて、そうして独占企業の弊害を批判する行き方につきましては、PBXの四〇％は民間によつてこれが行われていたにかかわらず、公社において現在私有する設備までも買い上げるといふ方法にして独占強化の形をとることは、民主化の趣旨に反する、こういう趣旨から猛烈な反対運動を起されまして、商工会議所でもその陳情を受けておるようなわけでありまして。

なお料金の改訂に先立ちまして、私ども特に公社の方に希望いたしますところは、公社がその経営をどれだけ合理化してあるか、能率の増進とだけしかつてあるか、あるいは経費の節約をどの程度まで合理化してあるか、あるいはサービスの親切丁寧さをどこまで徹底的に実行されたか、この点を明らかにせられまして、国民が納得する経営ぶりを発揮されることによつて、料金の引上げを行つていく方法をとられることが賢明であると思ひます。その点公社の現在の運営ぶりから再検討を加えられまして、現在の電話料金の低率であることは使用

者一同はよく承るところだと思ひますが、しかしその前に希望いたしましたことは、今申し上げますように現在の独占形態であり、しかも公共的性質を持つ公社の運営が、国民の十分に納得されるものになつていふことを証明することが、まず先決問題ではないかと私は考えるわけであり

ます。なお増設、改良の五箇年計画につきましても、今申し上げました運営の合理化先決問題とし、その上に計画を樹

立された数字をもつて割出した料金の改訂を行われているかどうかという点につきましては、使用者一同まだ相当の懸念を持つておられるわけであり、御承知の通り物価も一応安定の線に入つて参りまして、横ばいの状況になつておるといふような点、また現在の使用者の使用による収益約七百億の資金をもつて将来の建設に充てられるという点は、この料金改訂の前に使用者としては、その公社の運営ぶりについてさらにメスを入れたいという感情があるだろうと思ひます。それが積然としないうちで値上げをするといふことは、はなはだ不得策な行き方じやないかと私は考へるようなわけであり、どうか国会におきましても政府資金による公社への出資、なお現在の六分五厘という高率なる利子をさらに低下すること、一般金利も低下するという傾向にある際でありますし、公社の負担を軽くし、資金計画に余裕を持たせるといふ方面の努力を、特に議員の皆さんに私お願い申し上げる次第であります。

商工会議所といたしまして、各方面からの意見なり陳情なりを総合し、私の意見をとりまぜて、以上のごとく申し上げた次第であります。

○成田委員長 たいだいま樋口さんからお話がありましたように、樋口さんは非常にお忙しいようでございますから、樋口参考人に御質問がございまして……

○原(茂)委員 お忙しいところを申訳ありませんが、簡単に伺ひたいと思ひます。要約するところ樋口参考人の代表された御意見というものは、施設が改善され、サービスが向上され

ば、料金の値上げはやむを得ない、かようにお考えになる建前でしょうか、この点をほつきりしていただきたい。それから御存じかと思ひますが、今問題になつております法案というものは、この料金の値上げと、PBXの自営問題と、二つのおもな問題が含まれて一つの法案として審議されておられるわけです。従つて料金値上げにどうしても反対されたいというお立場と、PBXの自営をどうも擴張して行きたい、こういうお考えとは、この法案を中心にしたしますと相反する立場になる。両方とも同時にこれを審議し、通過しなければいけない法案として一本化されて出されておられますので、商工会議所のお立場からは、一体料金値上げに反対なさることに重点を置くのか、あるいはPBXの自営の擴張に重点を置いてお考えになるのか、どちらかにおきめ願わないうち、この法案中心に考へたときの態度としてまいと思ひますが、この二点をお伺ひいたします。

○樋口参考人 簡単に答えたいと思います。商工会議所というところは、御承知のように各方面の意見が出るのでございまして、その意見が必ずしも同一の方向に行かないことを裁量しなければならぬ立場になつて、御質問のように非常に矛盾したことが起るのですが、まず料金の引上げの問題を申し上げますと、料金の引上げは、増設を急ぐという意見の方がむしろ強いとわれわれは判断しております。しかしながら現在の案のごとく、高率な、しかも一応表面上の値上げは二五%であるが、実際に計算してみると、六割一分にも二分にもなるというような高率の値上げに對しては、何としても賛成し

かねる。しかし絶対になんか場合でも上げるべきでないかということにつきましては、私個人の意見といたしましては、かのごとき高率の引上げは、現在の中小企業振興政策、あるいは流通経済の円滑化をはかるといふ建前から申しまして、暴挙である。これは別に数字の根拠を持ちませんが、平均の一〇%か一五%程度の引上げはやむを得ないのじやないか。さらに足りないところは、政府が低利による資金を供給するという方法、あるいは新規加入者の相当の負担をふやすという方法によつてやるべきであつて、現在の加入者の負担において七百億からの巨額を負担して増設するための値上げは、これは反対である、こういう意見であります。

なおPBXの問題は、これは経済復興と並行して考へなければならぬ問題でございまして、どうも私これについてはあまり専門的知識がないのでございましてけれども、御指摘のようにある程度矛盾する点ができるのですが、しかし現在施設とか、あるいは器具とかいふものが相当豊富になりまして、有能な経験者があり、またその業者がおりますのに、これを利用しないでおくといふことは、これはいわゆる民主化の建前から行かましても、そういう業者の立場を考慮しなければならぬことであると思ひます。一つにはまたことごとく独占の形態をとらせるよりも、そういう面にはやはり民間の競争を取入れて行くといふことの方が、策として賢明ではないかという立場から、その業者の声を一応伝達するわけですが、その程度であります。

○五置委員 時間がありませんから、

樋口参考人にごく簡単に伺ひたいと思います。

政府借入金資金の四十億が削られて、料金値上げによる需要者の負担を軽くするために、政府資金をもつとふやすことに努力したらどうかという御意見もつともだと思ひますが、政府資金を借りる場合においても、それが増設、改良に向けられるということになり、やはり償却のことも考へなければなりませんし、いづれは需要者の負担に帰して来るのではないかと、そういう点に對してどういふお考えを持つておられるかというところが一点。

○樋口参考人 借入金償還をしなければなりませんし、利子も支払わなければならぬという建前から行かましても、借入金によることは必ずしも公社の負担を軽くしない、その点をどういふぐあいに考へるかという御質問ですが、まず第一に現在の六分五厘という金利は少し高いですね。金利を安くするといふ面から考へること、それから公社の運営を合理化する、能率化するといふことによつて負担の過重を埋め合せて行く。かりに何がかの赤字が出るのをいたしましても、私の意見としては、補助金を与えてでも流通経済復興のために力を入れていただきたく、かようなぐあいに考へております。

それから合理化、組織化について具体的な案があるかというお話ですが、

これは何しろ膨大な組織のごとでございますし、バランス・シートを見ていただくわけでもありませんし、具体的には何ら申し上げることはありませんが、しかしとにかくサービスが悪いとかいふような非難はかなりある。それから一例といたしましては、公衆電話の料金なんか正確に行つておられるかどうかという点、あるいは度敷制につきましても、どうもきわめて不正確であるといふような非難も一部から私に耳にいたしておられます。また人員の能率化といふような点も、これは幾らか非難めいたことになり、官吏の高給者を入れておられるといふような非難も民間ではあるといふような点もあつて、徹底的に組織化、合理化、能率化をはかつた上で、値上げをするという態度を鮮明にすることが必要である、私はこういう意見を持つておるのであります。合理化余地がまだ多少ありはないうちと考へておられます。それによる経費の負担の軽減によること、ここで、料金の引上げ方も調節して行く余地があるのではないかと、かりにどんなに合理化が徹底しても、なおかつ赤字を解消し切れぬという場合には、私らは他の経済分野における国家の補助といふような面から行きまして、流通面における補助政策も考慮されていけるのではないかという考へておられます。

○五置委員 補助政策もとりわけつこうなお話ですが、御承知のように各公社の運営の実情から見ますと、これはちよつと期待はできないと思ひます。それはしばらく別といたしまして、時間がありませんから簡単に伺ひたいのですが、ただいまの合理

化、組織化について具体的な案があるかというお話ですが、

化についての御意見ですが、バランス・シートを見なければというお話でありました。それよりもつつとつ込んだ基本的な問題として、公社の経営に対して何か御意見があるのじやないかと思ひます。ただいまお話になつた程度の合理化では、運営面において経済化した経営ができると思われぬのです。か、もつとつ込んだ合理化、かくあるべしという御意見をお持ちですか、お尋ねいたします。

○樋口参考人 持ち合せておりません。

○成田委員長 ほかには質疑はございせんか。— それでは私から一つ簡単にお尋ねいたします。今の樋口さんの御意見として、設備の拡張は急いでやらなければならぬ。しかしそれをまかなう資金として、料金の今回のような大幅引上げには反対である、こう言われまして、流産予算に盛られました四十億の資金運用部資金の問題に触れたのですが、この問題は委員会でも相当問題になつておりますが、政府だとか電電公社当局の説明によりまして、資金運用部資金も枯渇しておつて、これにたよることは困難だ、こういふ答弁です。これが事実かどうかはさらに委員会でも今後究明されると思ひますが、一歩譲つて資金運用部資金にたよることができないとした場合に考えられることは、一般会計からの繰入れだと思ひます。それでは一般会計で余裕があるかどうかという問題ですが、たとえば再軍備関係の費用です。防衛支出金、保安隊費、この両方入れます。千三百億を越えておるわけですが、それを全部削つてしまふと言へば反対の方は相当あると思ひます。し

かしその四十億の金額に見合うものは、千三百億の防衛支出金関係の費用に對してたつた三%です。全部削れと言へば反対されるでしょうが、三%くらい節約して四十億を捻出する、そしてこの大幅引上げにブレーキをかける、こういうことについて樋口さんはどういふお考えをお持ちでしょうか。

○樋口参考人 ただいまの御意見のよきに、三%くらいなら削ることができそうなのだからという考えを持つております。とにかく現在電話が非常に不便なために生じている経済上の弊害が除去されることによつて、経営上の収益の増加というものは著しいものがあると思ひます。

○樋口参考人 たいまの委員長の質問は、ちよつと誘導尋問のきらいがあります。慎んでもらいたいと思ひます。今それに対してそれくらいの余裕があるだろうというお話ですが、樋口さんにお伺ひしますが、商工会議所は日経連には関係しておりませんか。

○樋口参考人 関係しておりません。別の団体であります。

○樋口参考人 別の団体でございませうが、その主要な人たちは日経連の中に入つておられるでしょうか。

○樋口参考人 友好団体ですから入つております。

○樋口参考人 そうしますと、今の問題に關連して伺ひますが、日経連の防衛五箇年計画では、現在の保安隊の千五百十億程度のものでは足りない。将来五箇年計画として陸軍三十万、海軍三十万トン、飛行機二千五百機を必要としておるといふのが日経連の提案であります。あなたは日経連に直

接関係はありますまいが、商工会議所の主要メンバーは日経連のメンバーである。従つてあなたの今のお話は、あえて追究するわけではありませんが、防衛問題とこれとは関係のない問題である。かつまたそれを三%程度は削減してもよろしいということをお伺ひしたい。個人として仰せられるのか、商工会議所の代表としてお伺ひになつたのでありますから、その見解で仰せられるのか、伺ひたい。

○樋口参考人 個人の見解です。

○樋口参考人 個人の見解であれば別問題ですが、商工会議所に対して、商工会議所の意見をまとめて来てもらいたい、こういうわけでは委員から御案内がしてあるわけですか。都合上商工会議所の会頭がおいでになれないので、あなたが代表しておいでになつたと思ひますが、きようは個人の資格でおいでになつたのか、商工会議所の代表の資格でおいでになつたのか、それを伺ひたい。

○樋口参考人 冒頭に申し上げました通り、商工会議所の意見なしに商工会議所に陳情されました意見、並びに個人の意見を交えて申し上げますからと申し上げた通りであります。

○樋口参考人 たいまの委員長からの質問については、その部分だけ個人の意見という意味でありますか。

○樋口参考人 たいま申しした通り釈明いたします。

○樋口参考人 その問題はそれのくらゐにして、私ちよつと面会人がありまして樋口さんの御意見を聞く機会がなかつたので、はなはだ申訳がないのであります。その後の質疑応答に關連して樋口さんの御意見をお聞きしたい

のですが、できるだけ政府資金を充當して電話の拡充をやつて行きたいといふのが、委員会のみなさん各方面の大体の希望するところでありませう。実際問題として政府当局も、なか／＼資金運用部資金にも十分な余裕がない。それから電信電話事業はかなり基礎も確実になつて参つて来ておるし、現在電話の架設せられておる数は百五十万個であります。もちろん利用者の数はそれ以上に達しておりますけれども、所有機はそれよりも少いのであります。が、とにかく百五十万個であります。そういう状態であるから、かりに資金運用部資金なり一般会計の繰入れなりを必要とするものがあれば、この際、電信電話公社はだん／＼と内容を充実しておる今日であるから、従つて料金の収入によつてある程度、建設資金をまかなうことが必要ではないか、こういうことが今回の法案の理由であります。そこでお話を聞いておりました、営業費等に非常に大きな影響を与えることはごもつともであらうと思ひますが、千代田銀行頭取の千金良さんの御意見によりますと、貸付金は平均二銭五厘、銀行は二銭五厘の利益を得るわけでありませうが、その二銭五厘のうち通信費の占める割合は六毛七厘といつておる。そして千金良さんの今の回の値上げによる影響を考えると、これは少し計算が進つておることを私は指摘をいたしました。それにしても、向うさんの計算だけで考えても、約一厘一毛程度になる。これは倍に計算したのですが、千金良さんのところで詳しく計算してみますと、必ずしも倍にはなつておらぬやうであります。

れども、大体倍に計算して、二銭五厘のうちで、一厘一毛通信費が営業費の中にそれだけ食い込むといふやうでありました。かつまたきのう区会議員の粕谷さんという人が一般の生活圏を代表して出られましたからお聞きしたのですが、現在のいわゆる加入者の一人平均の月収を見ると、これはもちろん下もありませんし、上もありませんから、平均いたしますと五万六千七百円になります。加入者の月収五万六千七百円平均の人が受けるのですが、そういうような中産階級以上に電話は引かれていて、こういう点から考えて、営業者のような人たちにとつては、なかなか影響するところは甚大であります。が、まず総体として二割五分程度のものが営業費の中に吸収せられる。公社も経営の合理化を行わなくちやなりません。が、一般営業者の方においてもある程度経営合理化を行うことによつて、総額二割五分程度の値上げといふものが営業費への吸収が可能かどうか、こういう点をお聞きいたします。

○樋口参考人 営業者と一様に申しませうけれども、非常に種類が違ふものがあります。電話を使用する営業者は、先ほど申し上げたやうに大体五〇%は営業者であります。その営業者の中で一番はげしく使うのは何といつても取引所関係であります。その次が問屋関係、こういつた面が多いのです。金融業者、百貨店といふやうなところになりますと、営業費に占める通信費の率はきわめて低いのです。ところが五〇%の営業者の中の九〇%の営業者は、もちろん中小企業であるといふのですが、かりに九〇%の中小企業者の場合には、通信費が営業費に占める比

倍にはなつておらぬやうであります。けれども、大体倍に計算して、二銭五厘のうちで、一厘一毛通信費が営業費の中にそれだけ食い込むといふやうでありました。かつまたきのう区会議員の粕谷さんという人が一般の生活圏を代表して出られましたからお聞きしたのですが、現在のいわゆる加入者の一人平均の月収を見ると、これはもちろん下もありませんし、上もありませんから、平均いたしますと五万六千七百円になります。加入者の月収五万六千七百円平均の人が受けるのですが、そういうような中産階級以上に電話は引かれていて、こういう点から考えて、営業者のような人たちにとつては、なかなか影響するところは甚大であります。が、まず総体として二割五分程度のものが営業費の中に吸収せられる。公社も経営の合理化を行わなくちやなりません。が、一般営業者の方においてもある程度経営合理化を行うことによつて、総額二割五分程度の値上げといふものが営業費への吸収が可能かどうか、こういう点をお聞きいたします。

倍にはなつておらぬやうであります。けれども、大体倍に計算して、二銭五厘のうちで、一厘一毛通信費が営業費の中にそれだけ食い込むといふやうでありました。かつまたきのう区会議員の粕谷さんという人が一般の生活圏を代表して出られましたからお聞きしたのですが、現在のいわゆる加入者の一人平均の月収を見ると、これはもちろん下もありませんし、上もありませんから、平均いたしますと五万六千七百円になります。加入者の月収五万六千七百円平均の人が受けるのですが、そういうような中産階級以上に電話は引かれていて、こういう点から考えて、営業者のような人たちにとつては、なかなか影響するところは甚大であります。が、まず総体として二割五分程度のものが営業費の中に吸収せられる。公社も経営の合理化を行わなくちやなりません。が、一般営業者の方においてもある程度経営合理化を行うことによつて、総額二割五分程度の値上げといふものが営業費への吸収が可能かどうか、こういう点をお聞きいたします。

ものでありますから、これだけはほしい人に負担してもらふ。ただ固定資産になる建築、土地、家屋というものは、当然公社は政府資金を利用するなり、あるいは外部資金によつてまかなつて行く。それがまかなえなかつたならば、いつそのこと民間にお願いして、建物あるいは土地を借りてやつたらいいのではないかと、そういう手もあるのではないかと考えられるのであります。現在の諸物価は、この一年間は大体横ばい状態でありますが、最近一部主食が暴動いたしましたので、幾分あるものにつきましたは値上りしております。現在の電話料金も、一昨年上つたばかりであります、幾分か値上げはしたくないのではないかと考えられます。でありますから、私どもは九割とか倍額の値上げには、間接費がかさみまして、非常に苦しいところも出て来るのではないかと考えられます。そういうふうな状態でありま

めまして爾来民間で電話設備の事業に精励いたしまして二十四年になつております。今般政府御提出の電話の三法案に對しまして、原案に賛成いたすものでございませぬ。但し料金値上げにつきましては、しごくごもつともな点もございませぬ。幾分条件を伴ひませぬの上でございませぬ。この法案はこれまでに三回衆議院に上程されております。まことに新時代に即したところの、かつ国民は喜ぶところの法律案を織り込んだものでございませぬ。私ども電話設備の業者といたしまして、また電話事業にいたさかたなりとも職見と抱負を持つておる者としていたしまして、まことに明るい案であつて、これが通過しますことは、国家、国民を益するところのものが多大なるものと信ずるものでございませぬ。料金値上げにつきました、高いという個々のいろ／＼論議もございませぬ。さういふふうな場合におきまして、電話の架設ということ、緊急かつ重要なものでございまして、これを政府の交付金なり、また一般の公債交付という手段がむずかしいという現在におきまますならば、自己の取入によつて改善、建設もはからなければならぬということもなつづけるのでございませぬ。しかしながら今日公社に移りましてこの方、料金値上げをする前提と申しますか、先ほどある程度の条件が伴うと申し上げましたことは、公社になりまして、その前に電通省でございませぬが、終戦後から電話の法令なり、運営なりというものが、実に民意を無視したところの一方的の経営に終始して来ております。これ

を今般の公衆通信法第五條、百六條におきまして、金が足りませぬので、民間の資力——物も金であります。その資力において負担して、なおかつ足りない、このもとに立つていられると思ひますので、それは先ほどの料金の値上げの点を了承するものでございませぬが、明治四十年ごろからございませぬ加入者の所有するところのPBX装置までを局で買取つたり、局で自営したりして、なおかつ金が足りないというならば、私は断固許せないと申すのであります。

従いましてこれからPBXの場合について申し上げたいのでございませぬが、昭和十八年に全国に三百有余ありましたところの民間の電話工事業者は、大体当時の通信省からの出身が多いのでございませぬが、そういう人たちが、その当時私設電話を經營し、しかも公社の支持のもとに一体となつて經營して来たのでございませぬ。従いましてその当時において通信省は、本来の任務たるこの本電話機並びに市外線を建設するのを本分としていた。さうして民間のビルの中にある私設交換機とか、末端のものは、公社と機械も同一でございませぬし、その規格も同じでございませぬし、法規もございませぬので、その法規のもとにしごく円満に運営をし、しかもそれに伴ひますところの多額の附加使用料というものを、当時の通信省へ加入者が月々納めたのでございませぬ。従いましてそうした費用が、当時の通信省の莫大な収入にやつていた。その莫大な収入はその当時の通信省としまして、今日の公社と違ひますので、国庫の収入になつて来たのでございませぬ。電話機の数は昭和十八年戦争

が苛烈になりますと、松前さんが通信院の總裁でございませぬが、自主的統合という美名のもとに統合されたのでございませぬ。そのときの話を覚えておりますが、戦争が苛烈となつて、安易な勝利はできない。一切の物資なり、人員なりは、この大東亜戦争のために捧げなければならぬ。従つてかつての自由主義時代の電話増設はできぬ。だからこの際合同してくれ、こういう話であつたのでございませぬ。今は自由主義時代でございませぬ。従いましてさうした電話機の数が、民間でやつていた電話機と合せまして百四十四万五千ほどございませぬ。その中で実に三分の一の四、五十万個というものは、民間で取付、保守して来たのでございませぬ。それがわずか五人か六人くらいに従業員の小さな会社で、全国で三百か四百ございませぬでしようか、従業員は全部で二千人はおらなかつたのでございませぬ。それがどうでしょう。さうした人たちが四、五十万の電話機を取付、保守して来た。今日公社の内部の機構の龐大も必要でございませぬ。労働基準法もできて人員の増加もあるでございませぬ。それにしても民間でやつた功績は大きいと思ひます。従いまして低く上げてサービスをよくして、少い人員でやり、その浮いた人員はどうするかという、防衛なり軍需なり、國家の要請によるところの人員に向けて来たのでございませぬ。少い人員でやるということ、國家の経済になること、これは、さうしたことをやつて参つたのであります。それを、終戦後になりまして——戦争中設備会社へ入つた方もございませぬし、また民間に残つた方もございませぬが、

さうした技術者を捨てて顧みないで、局の直営に移して、しかも電通省は、何々学園というものをつくつて、従事を養成した。われ／＼がその技術に携わることができないのに、さういふ技術者を養成したのであります。野に遺棄なからしめるという言葉がございませぬ。技術者には國境はございませぬ。その國境のない技術者を捨てて顧みないで、自給車のバンクを直させたり、その辺のどぶ掃除をさせたりするやうに追い込んで、さうして直営一本でやつて来たということ、これは國家の政治家としてよほど考えていただかなければならぬ。國家経済から行きましても、人道の問題から行きましても、これは考へていただかねばならぬこと、これは事実でございませぬ。従いまして、その当時はGHQの圧力ももちろんございませぬし、またいろいろ／＼と圍營という当時の政府の御方針もあつたでしようけれども、とにかく民意を無視したところの一方的な制度をやつて来た。それを今日PBXの開放に對して反對されておるといふことは、その当時の状態から来ておるのであります。さうしたものを、私はこのままではならぬと思ひます。さうしてその順序をふみまして國會の權威に訴え、隠忍自重運動をすること六、七年になつております。この運動に對しましてある人は、さうした運動をするのはけしからぬと申しましたけれども、これは國民に許されたところの權利であり、また義務でございませぬ。あの戦争が敗戦になつたあとになりまして、あの戦争に賛成された方で、おれはあぶないと思つた、ああいふことをやるのはあぶないと思つたと

願ひたいと思ひます。

○成田委員長 次に横山誠太郎君にお願いいたします。

○横山参事人 私は電話工事協会の副会長の横山誠太郎でございます。かつて通信省に奉職いたしまして、後にや

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

○成田委員長 横山参事人、先ほどお話を伺つて、非常に感銘を受けております。さういふ状態でありませぬから、私どもといたしましては、どうしても一割ないし二割の全般から考えました電話料金の値上げは賛成いたしません。しかし九割とか倍額の値上げには賛成できないのであります。

言う方が多いのでございます。股懸遠からず。私どもはこの直営がそのまま続けられ、また今回もこれに反対される方がございますが、これに反対するということは、おのゝ主観的な見方もございますし、おのゝ主観的な見方もございますし、かつ必要なものである、こういうふうに思ひまして運動を続けているのでございます。

それからPBXの開放とはどういふことであるかと申しますと、今日資金、資材がないというが、これは先ほどなたか申されました通り、民間の力をもつてやるということもかんじんでございます。国内の電話設備では、古くは皆様も御承知の通り特設電話というのもございました。その特設電話をいながら五十なり六十なりつけますとき、資材なり、機械なり、電柱なり、一切持つて、そうしてでき上つたものは政府に密附して参つたのでございます。それから大正の末ごろ千五百円くらい、年々電話の負担料金を払い、電話機の数が増えて来たのであります。今度公社から出された表によると、当時の千五百円という金が時価に換算されて、括弧をつけて三百万円と出ております。そうしたものをもつて今日の電話網が大体できたと思つてまいらう。しかるに今日資金のないときに、一方電話の負担金をとつております。また値上げという問題も起きております。この場合に、そうしたかつての私設電話を買い上げる方面へ金を使ふとか、あるいは直営にするために金がないというときは、これまでの電話のなり来たことを忘れた人たちがなさることでございませう。

今言うようなわけからでありまして、これが開放されますとどういふことになる。出す金は民間でやる場合も公社でおやりになる場合も同じでございませう。大体同じ、むしろ民間の方が安いかもいけません。私設電話が民間に開放されれば、一、利用者が設備を所有することができ、民間の資金が投入されて、需要は一段と増加する。

二、私設電話が増加すれば、公社の料金収入も増加して、通信事業の財政は健全化する。三、通信メーカは、私設電話を直接利用者に販売できるから、生産の平均化をはかり、コストの引下げが可能である。こう申してあります。各メーカの方々の労働の方々も、私がかこへ立つと申しましたら、社会党の先生方にも、われ／＼労働の立場は社会党の下にあるから、ぜひ先生方賛成してくれと言つてくれと、しばしば電話がかかつて来ております。そういうようなわけでありまして、この開放はきわめて合理的なものでございませう。

つておつたのですが、ばら／＼になつたということがございませうか。回線を局の方でやり、家屋の中へ入つたところへ交換機をとりつけ、それからこつちを交換機に入れて、そうしてそのわかれて卓上電話へ行つたものを、一括して責任を持つてやる。しかもそのやる仕事は、局のきめた規格がございませう。またそれに従事した者は、少くも認可を受け、また電話技術に経験のある人でございませう。そういう人が局へ申請をして、事前に届出をして、ここの設備をしたからという検査に來てもらつて、それを開通する。それからその保守におきましては、月に二回まわるといふ規則がございました。そうしてそれをまわつて円滑に運営して来た。中には加入者からぼろ／＼とか、不当な利得をするとか言つておる人がありますが、そういう者はただちに没落して行つてしまふのであります。そうしてまじめにやつて来たのであります。そうして來まして、さつき申しました通り、電通省は本来の任務の仕事をやつて来た。だから当時において電話の需要は多かつたけれども、非難が今日ほどなかつたといふことは皆さんおわかりのことと思ひます。わづか人間で五十万個のものをやつて來た。この通信を君たちに開放すればばら／＼になる。私どもがその建物の中から、こつちを民間でやればばらばらになると思ひました場合に、修理のときに困ると申されませうけれども、市内係、局内係といふものがあるかないかといふことを考へてもらいたい。

それでは私設交換機なら私設交換機の民間の担当者は、嚴重な通告のもとに届けてあるのですから、そつちへ通告すればただちに直しに來たのであります。そういうことでございませうので、ばら／＼になるということはもつてのほかにございませう。しごく円満、円滑に命令に服従し、そうしてもうやわらかく、頭を下げ、お客から喜ばれ、局の人からわが弟分であると思つて喜ばれるようにやつて来たのであります。これに反対する人はどうか今日限りやめていただきたいと思ふ。

そうして、去る第四次の法案——今度は何次になりますか、今案でございませうから初めてでございませうが、第四次法案のときに、私どもがその前から運動しておりました、その結果を見ますと、今度は少しは民主的に開放されるかと思つた。民主的と申しますと、電話機をつくつて入るメーカも入れなければならぬ。工事業業者も入れなければならぬ。需要も入れなければならぬ。こういう三つのものを入れないで一方的に立法されたものは、非民主的な法案である。民主的といふことは各人が主張し、相談し合つてやるということである。しかるに民主的でなかつた。どういふ法案であつたかといふと、私が参議院の公聴会において申し上げました通り、殺人的の法案ができた。それは、君たち民間でやつていいところは、公社でやりたくないところである。——不適当だといふのですから、やりたくないといふことでございませう。危険な箇所、それは具体的にどこかといふと、溶鉱炉の上、硫酸のかめの上、伝染病院の中、これ以外には許可しない。これならば民間でやつてもいいといふのでやつて来た。私たちの運動は

政党政派は問いません。だから私どもはどの政界にも属しておりませう。ただわれ／＼の労をくみとつてくれて、君たちの言うことはもつとだといふ人を神様のように思つております。ここに労働の方がおるかどうかしりませうけれども、團結の力で参議院議員までもお出しになれる。われ／＼はたよるところがない。議會で悪口を言われても隠忍自重して、じゆん／＼とそれに相こたえができません。一つ／＼順序をふんでお願いして来ておる。そうしたお願いが踏みにじられるといふことになれば、これはたいへんな問題でございませう。それが、そうした危険なところなら君たちに許してもいいといふ法案だつたのには、私どもはびつくりした。それは正義人道に反する。いやしくも正義人道を何よりもとぶ人であるところの国会議員の方がこれを通すわけはない。これは改めてもらなければならぬといふので、私が全国の組織を代表して行きましたところから、なるほどといふことで公社自身も改めてくださった。これはまことに自由国家としての日本のために喜ぶべきことである。暴帝ネロがつくつた法案ならあつたことは出るかもしれないけれども、しやくも今日の民主国会にいてそうしたものが出るといふことはたいへんなことだ。昔から危険なところは民間の人は通り抜けてしまつて、工兵隊が爆破しました。ところが今日そうした危険なものを民間にさせる。そうすれば民間の者は死に絶えてしまふのではないかといふことを私は心配した。それが幸いにして直つて、二本建の線になつた。昔はPBXは全部民間だつた。私どもは公社でや

るといふことに対しては反対いたしません。けつこうだ。相並んで日本の通信業界を養育しようという気持を持つておられます。それが、改められたのに対して、君たちは何か暗い運動をやつたらう。あいまい模範たるものがある。かような不正の中に起つた運動であると思うなどある方が言つておるが、もつてのほかであると思う。私はもしおひまがいただけたならばとくとお話して御了解を願いたいと思ふ。かういふとうといところの、みんなから尊重されるころの国会議員なんて、正義人道でなければ出られるものではないと思ふ。いいかげんな人は出られないと思つておられますが、それを訴えようと思つておられますが、今回はこれが政府原案として出ておられますので、私もこれはこの通過を突は切望しておるのであります。

さて電話のあり方というものは、かようなわけで公社は基本的なものをやつて、さしつかえないものは民間に許す、両々相まつて行くといふことを今後堅持していただきたいと思つておられます。今日公社の方は猛烈な反対をされておつたといふことを聞きます。けれども、電話は公社のものであるとは申せないと申します。二十六年の七月に出ました電通省の厚い本の中に、電話は国民のものであり、国民のためのものであり、電通省は国民の委託を受けて運営しているにすぎないと書いてあります。この通りの気持を今後も公社はます／＼固めなければなりません。そうした気持でやつていただきます場合に、こうしたものに対しては従業者の方があつたならば、これは国家の電話ではなく、公社の電話でも

なくして、従業者の方の電話であるといふふうには私たちは思つて来る。これはかつての軍閥が政府の命に服さず、首脳部の命にも服さず、青年将校といふものがあつて遂に日本を敗戦に導いた。そうしたことを考えますときに、これは私の臆測と思ふのでございませうが、そうしたことなく、虚心坦懐にやつていただきたいと思つてございませう。

それからこの値上げの問題に参りまして、先ほど申し上げました通りのものをもつてなお費用が足りないといふならば、電話は生活、文化、産業に絶対必要なものでございませうので、経理上のことは私よく存じませんが、そうした面に使ふならばよろしい、そうしたで得る限り民主的なものを取り入れた法案のもとにやつていただく。ただしいて冗贅と申しますならば、今各地に、当時の通信省と分離されました、電話局は電話、電信と分離されておられますが、さらに公社の中において電信と電話と分離して独立の建物を持つておる。これは地域的に必要だと思ひますが、ことさらに分離した建物をもち、そうした分離した建物をもち、それに対しての経費がかかります。それが料金値上げをしなればならぬといふことに追ひ込んで来られますと、これは電信局がどうも分離して同じところに並び建つといふことは、電話の使用として料金値上げは考えなければならぬ。そうしたものは真にやらないようにして、今三等郵便局なり、特定局なりで受託の電信業務を扱つておられる。しばらくはこういう料金問題で難渋をきわめると

きでございませうので、そうした制度は

やはり続けて行つて、今のところは経費の節約をはかる面が必要ではないか、かういふふうには考へておられます。公社の方も夏の暑い日、冬の寒い日に、故障の場合によく最近直していただく、そうして料金を使つて故障を少くしてやつて行こうといふ点はよくわかるのでございませう。この点は感謝しながらも、いたずらに機構の龐大をはかつたり、あるいは今度料金値上げといふことになりませうと、金が余つて来た場合に、待遇改善、待遇の向上といふことは絶対必要でございませうが、王子製紙のストなどもございませうし、値上げして余つた金があるか

らといふので、それを労組の方が要求なさるといふことは、これは国民を敵とするものである。必要限度において、それ以下で生活している町のわれわれ以下たくさんございませうので、その点はひとつお考え願つて、そういうことは絶対にございませうでしようが、そうした非難を、露えを世間から受けられないようにお願いしたいと思ひます。先ほど述べました通り、独占の弊害といふものは、これは恐るべきものである。独占をしてどん／＼値上げして行つた日には、しかもそれが必要でないものならかまひませう。ダイヤモンドなどなら幾ら値上げしたつてかまわぬ。国民生活に關係がないのでございませう。しかし米が値上げ、あるいは電話がどん／＼値上げするといふことは困ることです。ですから建設にまわす金ならばごもつともでございませうが、いろ／＼な冗費といふ点はひとつ省いていただくような趣旨をもつての値上げは、私はこれに賛成いたすのでございませう。

成いたすのでございませう。

大分民間の方のこれまでの経過を見てみますと、民間の方をたいへん皆さんが目のかたきにされておる。先ほどから述べました通り、民間の方は真に公社の弟分であるし、この法案が通りました後においては、ほんとうに一体となるような關係でございませうので、この点は決して競争とか圧迫とか、そういうことがないように運営をお願いしたいと思つてございませう。民間のサービスといふものは、真に命がけでございませう。不景気で首をつつたといふことはございませうけれども、官吏の方が官業が不景気になつたといふことはございませう。それは値上げといふことはございませうし、生活が安定されているといふことでございませう。加入者に対してPBXが開放されまして、真のサービスといふことは、これはやはり命がけで御得意を大事にする。しかも公益のもとに御得意を大事にするといふ点にあるのでありますから、その点も民間の業者をどうかひとつよく導いていただきたいと思つてございませう。よくある政党的な方が、私たちはただ技術に生きるだけでございませうが、われわれ町の業者をして大資本家の手先だ、大資本家だなんて速記録にとどまつておられますけれども、決してそういうものではないと思つてございませう。電話屋で昔から成金になつたといふのはございませう。もうただ技術に生きて技術に死んで行く、それだけでございませう。それから民間で設備いたしますと、よく機械を要するのを使うとか何とかいふ者がございませうけれども、今日は昔と違ひまして、機械の良品を使うといふことは、これはもうだれでも国民は心

から認識して来ております。従いまして、その機械も、電通省でお使いになりますところの機械も、それから民間で設備しますところの機械も、ひとしく同一メーカーの製品でございませう。また技術も大体同一でございませう。

から認識して来ております。従いまして、その機械も、電通省でお使いになりますところの機械も、それから民間で設備しますところの機械も、ひとしく同一メーカーの製品でございませう。また技術も大体同一でございませう。

それから今度は幸ひにして先生方皆さんの御折りによりまして、この法案が通りました後におきまして、今度はそれに携はるといふ資格問題が出て参りますが、これは実情に即したようなもので認定していただかなければなりません。かつて一べん試験を受け、その資格を持つておる者が、その後における法律の一時のストツプ、一時的の改廢のために、一時消滅したけれども、またその法律が復活したといふ場合には、これは引續いてやつていただくことは大体常識らしいのでございませう。従ひましてそうした者も入れていただいて、なおその後における下請業者が、大体同じような条件のものに認可を受けて来ております。これも認めていただきたい。そしてその資格認定には、これは今後郵政省の方が当ら

いようなものをつくつていただくまして、そうしてそれには公社の方、郵政省の方並びに民間のPBXの關係者を委員にしていただいて、指弾を受けないように、民主的に選考を進めていただくたいと思つてございませう。公社におられる方は、資格がなくともPBXの仕事に従事できる。若い方ができる。われ／＼がかつて資格をもち、そしてそれが認められるといふことになれば、法の前にはみな平等でございませう。しかし、その法の前にはみ

いようなものをつくつていただくまして、そうしてそれには公社の方、郵政省の方並びに民間のPBXの關係者を委員にしていただいて、指弾を受けないように、民主的に選考を進めていただくたいと思つてございませう。公社におられる方は、資格がなくともPBXの仕事に従事できる。若い方ができる。われ／＼がかつて資格をもち、そしてそれが認められるといふことになれば、法の前にはみな平等でございませう。しかし、その法の前にはみ

な平等なのに、片方では何も知らない者が従事できる。われ／＼がそれに携わることができないというなら、それは不公平、それが続くというなら、国民は乱を思わなければならぬというところに立ち至りますので、この点は開放と同時に、こういった資格というものは必要でございますので、この点もよく実情に即したところの生きた認定のもとにやつていただきたいと思っております。どうすることによりまして、私どもはいい機械を使う、そして一方公社に対する附加使用料の料金をふやす。一方加入者に対してはPBXをふやす、ほかの経費は少なくて済む、こういうことになりまして、公社と私どもは車の両輪のごとく、弟分という立場に立ちまして、そして集積しますところのものは、通信設備、通信企業を健全化し、そしてふやし、かつ喜ばれ、ここに初めて通信の発展の王道は立てられると存するのでございませう。これをもつて私の公述を終ります。

○成田委員長 次は石川辰正君の公述を求めます。

○石川参事人 私は全国電気通信労働組合中央執行委員長石川辰正でございます。三法案について意見を述べたいと思っておりますが、時間の関係もございまして、私どもの最も関心を持つております公衆電気通信法第五條の構内交換設備、いわゆるPBXの問題と料金問題にしばつて申し述べたいと存じます。

まずPBXの問題でございますが、百五條によりまして自営ができるようになつておる。すでに第十三国会、第十五国会におきましても大いに問題と

なりまして、慎重審議をされました。法案は両国会において成立をしながらたわけでありまして、このような専門的な問題につきまして、国会におきまして慎重審議されましたことについて、深甚の敬意を表しますると同時に、三たび私どもは電信電話事業に直接携わり、電信電話事業を愛する者として、さらにはいかにサービスを提供するかという一私ども経営者でございますが、労働組合の立場をいたしまして、特に純技術的な立場から反対をいたしたいと思つております。純技術的な立場から反対するといふことは、ただ単にPBXが民間にとられるという、官僚的ななわ張り根性、こういう点でなくて、またイデオロギー的にどうこう、イデオロギー的に反対しようという問題でなくて、電話は神経系統といわれますように、電気、ガス、鉄道と一見似ているようですが、機械の設置、保守、運営を統一して行わなければ、神経全体が統一して働かない。従つてサービスも悪くなる。どうしたならばほんとうのサービスを加入者各位に提供できるかという点を、私ども経営者でございませぬが、電話事業を愛する者として、技術的な見地から申し上げたいと思つてございませぬ。従いましてかような立場で申しておるわけで、いろいろな点につきましては、私どもそういうこととは全然なくて、そういうような私どもの技術を愛する、電話を愛するといふ立場から申し述べたものであるといふことを、重ね／＼申しておきたいと存じます。

ただいまのお話にもございましたように、PBXは戦前三百あまりの大体において小企業形態の工事業者の方々が、工事並びに保守に當つておられます。昭和十八年の十二月に、先ほどのお話にもありましたように、私はその当時のいきさつというものはもちろん知りませんが、全国の業者を統合いたしました。日本電話設備公社が創立され、資材、計画等の一元化をはかつて、通信省の監督のもとにPBXの工事運営を行つて来たわけですが、その内容といたしまして、資金の面あるいは設計技術の面について、完全に一元化ができておつたかどうかというところ、そうではなかつたようでございます。昭和二十三年の三月にGHQの覚書によつて、この設備公社を通信省へ接収することが指示されました。二十五年度の五月に当時の電通省に移管され、電話事業の一元化の見地から直営となり、昨年八月一日電電公社が発足いたしました。爾來その方針で今日に至つておるわけでございます。

GHQの指示というものは、当時の占領政策の一つであつた独占企業の禁止という線よりも、この際には、アメリカの電信電話関係の専門家——これは民間人でございませぬが、この民間の専門家の方がGHQのCCSにおられるけれども、日本のPBXの状況を把握されまして、日本では機械、器器の標準化、統一性がとれていない。従つてサービスも悪い。電話事業は局内の機械、線路、PBX、中継線、端末電話機、この線路のものが一体として取扱われなければならぬという技術的な理由が大きな理由であつたといふふうに考へております。若干抽象的のわかりにくいと

思いますが一例をあげますれば、当時構内交換機の型がま／＼と多種多様でございまして、全国で一合しかならないしは数合しないかという型もあつたのであります。端末電話機にいたしましても——普通の受話機にございませぬが、規格品十七種、規格外百五種、また交換機の部分品は、継電器だけでも千七百七十一品種というように規格の統一という点がば／＼であつたといふことが当時の事情であつたと思つては、民営の場合は工事重点で、保守が完全に行われていない。従つて故障にかかると率も多い。第三番目には、個々の業者に民営として行われれば、先ほどから申しますように標準の維持ができません。さらに電通省なり電電公社なりの監督範囲が広くなり、監督費が高くなる。これではかえつてやぶへぶであるという、技術的、経営的な面からの理由が大きな理由で、こういう措置がとられたと承知いたしております。私どもは、アメリカ人の行いましたことが、何でもいとか、何でも悪いとかいふようなことではなく、また占領措置であつたから、何でも行き過ぎであつたから元へもどした方がいいとか、もどきぬ方がいいとか、こういう議論はやめまして、現在行われております。さらにまた世界各国の例を見まして、電話事業の本質からこの問題を検討して行かなければならぬと存するわけでございます。

そこでいさ／＼詳しく公社で一元的に運営をしなければならぬという点を技術的に申しますならば、公社で一元的に運営いたしますれば、交換機の規格も統一され、またよく検査をされた機械を用いますし、工事は一元化された標準工法があるので、それに従つてよく訓練を受けた公社の技術者が工事をいたすわけでございます。設備会社から受入れた従業員の諸君も千数百名おるのですが、年々電話技術が進歩して行く。従つて職場訓練といひますか、そのときの技術に應じて訓練をする。あるいは学園に入れて一箇月訓練する。すでにPBX関係の従業員の訓練を経たものは約半数ぐらゐりますが、そういうふうになんか進歩して来る技術に應じた訓練を受けた従業員が當らなければいけない。そうした訓練を受けた技術者がこの工事に當らなければ、しかも工事をするときから、将来長い間の保守、交換のことも考へてやりますので、電話加入者に対するサービスの点から、この一元化すべしという私の主張の方がまさつておるものと信ずるわけでございます。電話は電燈と異なりまして、ちよつと引込線を書いて来れば、それで電燈がつくといふような簡単なものでなくて、交換機、線路、端末の電話機、全部が全部一体となつて良好でなければ通話がうまくできませんので、どうしても一元化の必要があるといふふうに考へます。一つの加入者の構内交換機の調子が悪いと、その加入者の電話をかける話をする相手方の加入者もえらい迷惑をいたします結果、通話全体が困難をして来るという技術的な面から見ても、一元化で工事を、保守に當らなければならぬといふふうに考へます。これが証明といひまして、故障の率といふものは、直営の場合におきましては、いわゆる自営の三分の一程度で済んでいるといふ点

公共性を保ちつつ、かつ企業的、能率的に經營することが眼目であります。PBXを一元的に經營されるようになり、今日まで昭和二十五年の五月から、今日までわずか三年でございまして、公社になつてからはまだ一年にもなつておりません。従つてせつかく企業的、能率的の經營を行おうと努力して来ております公社なり、われ／＼従業員の熱意をくんでいただきました。私どもはこのPBX民営問題、自營の問題に、先ほどから申しております趣旨から、極力反対をいたすものであります。少くともいましばらくPBXを一元的に經營させていただいて、なお公社でできないという十分な御批判があつた際には、また別途考慮していただいてもいいのじやないかという点までも考へてお申すを申し述べまして、この点の意見といたしたいと存じます。

次に、電信電話料金改訂の問題であります。これは本質的に政策の問題であり、政府の通信政策の問題であるというふうに考へます。今日特に電話が引けない、かからないという非難、輿論があるのは周知の事実であります。私どもも労働組合といたしまして三年前から、建設的な電信電話再建運動を展開いたしております。昭和十六年に百六十万個の電話加入者がありましたが、戦災等のために昭和二十年には約半以下になつて、爾來逐次復興いたしました。現在では百五十五万個となり、昭和十六年に比較いたしました約一五〇%と増加して参りました。しかもなお電話に対する需要、電話を引きたいという方々が八十六万、潜在需要を合せますれば、二百万程度あるの

ではないかと存じます。このように電話が引けない／＼という非難を、現場で働いておられます電話局の窓口の諸君や交換手の諸君が集中的に受けておられます。私どもこれは何とかしなければならぬというふうに考へておられます。私どもは、何と申しまして、われ／＼には經營権もございませぬし、經營管理の面で交渉する権利もないわけで、はなはだ遺憾でございませぬが、問題は建設資金の点にあるのではないかと申すに信じます。今回の料金値上げにより、増収額は二十八年度において百三十四億ですが、これが老朽施設の特別償却、再評価による償却費増額、保守強化の経費、これらともかくといたしまして、建設改良工事繰入れ七十六億がありますが、問題はこの建設資金の点にあると存じます。御承知のように電話拡張のための建設資金は、二十八年度の不成立予算では預金部運用資金により四十億の値入れがあつたのに、これが今回ではゼロになつておる。電信電話債券の発行は、百四十八億が約半分の七十五億に減らされております。従いまして公社の經營者といましては、ただいま申しましたように、電話は何とかなければならぬ、電信電話復興五箇年計画も立てられております。これは毎年七百億ないし八百億くらいの建設資金を必要といたしますが、こうした計画も面餅に帰してしまふ、不成立予算でさえも、編成された内部資金、外部資金合して四百六十億の建設資金でも、五箇年計画はその半分以上としかできないのに、さらにその上縮小されま

は、やむにやまれぬところから二五%の料金値上げということになつたのではないかと申すに信じます。電話の施設の改良、電話の拡張、こういう熱意については私ども労働組合といたしましては、私も同感でございませぬ。また社債の借入金あるいは運用部資金の利子、これらのものを返済しなければならぬ、償還金を必要とする現在の經濟態勢からいたしまして、これらのものが必要となつて来るという点も了解できるのでございませぬが、建設資金そのものを料金値上げでまかなうという今回のやり方に対しましては、きわめて安易な道ではなかつたか、かような意味におきまして反対をいたすものであります。しかしながら私はその前提といたしまして、政府に一貫した電信電話政策、もつとしばつて参りまして、電話の復興に対する熱意があるかどうかという点を疑うものでございませぬ。少くとも理解のない政府の態度につきましては、はなはだ遺憾に存じます。建設資金の面にも申す、昭和二十六年に運用部資金から百六十億、昭和二十七年に同じく百三十五億出ました。これでも当時の事情では焼け石に水の程度でありましたが、さらにこれが先ほど申し上げましたようなぐあいになつて来ております。私が申すまでもなく従来国会におきまして、また参考人の各位におかれまして、政府資金による建設資金の増額が要望されております。国会におきましても決議されて参つております。最近では第五国会におきまして、電話設備費負担臨時措置法の成立の際、参議院の附帯決議といたしまして、その点が決議を

されておりますが、これが少しも政府によつて実行されていないというのが実情でございませぬ。従いましては、ただ言ひ過ぎであり、借越かしませぬが、運用部資金から何億建設資金へ持つて来る。従来のような抽象的な決議でなくて、具体的にこれを持つて来る、その上で料金をどうすべきかというように、委員各位にお願ひいたしました。しかも御承知の通り、昭和九年から十九年までの間、一般会計ないし臨時軍事費に對しまして、合計十二億三千万円、現在の額で参りますれば、二千五百億円から三千億円というものを繰入れて参りましたが、これらの通信事業というものが、一般會計なり戦争遂行のための犠牲になつて来ておる、こういう過去のいきさつもございませぬ。もちろんこの益金繰入れの点につきましては、第十三国会におきまして、国会の多大なるお骨折りを得まして、益金繰入れはなくなりまして、今日の電話の復興を見ますれば、政府としてはこういういきさつもありませぬので、もう少し積極的な態度があつてしかるべきかというふうに考へます。さらにもう少し詳しく申し上げますと、電信電話事業に完全なる独立採算制と申しますか、ブル計算的な面が強調されておりますが、ここにも問題があると思ひます。たとえば電報におきましては、昭和二十六年度において五十六億の赤字が生じております。しかし電報につきましては、その性質上、世界各國赤字であるのが通例でありまして、特に日本の場合は、どんな山間僻地へでも電報が打てないところはないという、きわめて公共性を發揮

しておるわけでありませぬ。また郵政省の特定郵便局、大体主として地方の町村でございませぬが、この特定郵便局で取扱ふ電報、電話は、郵政省と電電公社との間の協定によりまして、特定局で得ました電信電話の収入そのものは公社に入つて来る。取扱費はある一定の標準によつて公社から郵政省へ支出するということになつておりますが、昭和二十六年度の決算においても、電信三十億、これは先ほど申しました電信全体の五十六億の中に入るわけでありませぬ。電信二十億、電話十五億の赤字を、公社の方がよけい支払つておるということになりませぬ。しかしこれは公共性のある電信や、いなかの電話といえども、赤字があるとうと当然やらなければならぬと考へております。こういう事業の本質から当然扱ふべきであります。そのほかこれは額は大きなことではありませんが、船舶通信に対する海岸局の通信、こういう公共性から来る赤字については、やはり一般会計なりから補填することが必要ではなからうか、これらの補填がないために、他の料金からこちらへまわすということになつて来るという事情もありません。

また今回九州地方に大水害が起りましたが、電信電話係の被害は、今まで判明しただけでも大体二十五億円突破するといふふう聞いております。従来でもそうでございませぬが、こうした災害に対しては、いづれ予備費等で復旧費が出ると思ひますが、これは結局公社自体が自分でやるということになります。道路その他の被害のように、もちろん電話電話は道路とは比較になりませぬから、国家の災害復旧費で復旧

しておるわけでありませぬ。また郵政省の特定郵便局、大体主として地方の町村でございませぬが、この特定郵便局で取扱ふ電報、電話は、郵政省と電電公社との間の協定によりまして、特定局で得ました電信電話の収入そのものは公社に入つて来る。取扱費はある一定の標準によつて公社から郵政省へ支出するということになつておりますが、昭和二十六年度の決算においても、電信三十億、これは先ほど申しました電信全体の五十六億の中に入るわけでありませぬ。電信二十億、電話十五億の赤字を、公社の方がよけい支払つておるということになりませぬ。しかしこれは公共性のある電信や、いなかの電話といえども、赤字があるとうと当然やらなければならぬと考へております。こういう事業の本質から当然扱ふべきであります。そのほかこれは額は大きなことではありませんが、船舶通信に対する海岸局の通信、こういう公共性から来る赤字については、やはり一般会計なりから補填することが必要ではなからうか、これらの補填がないために、他の料金からこちらへまわすということになつて来るという事情もありません。

するとか、補助があるという事は相当問題があると思ひますので、強しくは申しませんが、こうした点がいわゆる電氣電話全体の料金に負担がかかつて来る、こういうこともあるという点を申したいのであります。

こうした通信政策をとつていただいで、その上で科学的な原価計算をとつた料金とか、あるいは先ほど申し上げておる一定の料金原則に従つての料金の立て方、独立採算制ということになつて参りますれば、反対する面も少くなり、あるいはなくなるのではないかと思ひます。

最後に、最近電氣電話事業に特徴的に現れて参りましたことは、まず本年四月一日から國際電氣電話株式会社が発足いたしました。私も第十三国会で公社法、國際電氣電話株式会社が審議されました際に、電氣電話は國際、国内と切り離せるものではない、一元的に運営すべきであると、技術的、經營的な面から真摯な運動を続けました。遺憾ながら吉田内閣の資本主義的な政策からいたしまして、会社は発足いたしました。國際電氣電話事業で年間十数億ないし二十億の利益があつたことは、当時の審議の過程から明瞭であつたと思ひますが、このようにもうかる面が株式会社の民営に移されて、これによつて一部資本家の方には利益となつておりますが、このしわ寄せがまた今度の予算案なり、料金改訂へ来ておる。資本主義政策の矛盾というものが、現われて来る。こういう公共性に対する資本主義的な政策の矛盾がここに皮肉にも現われているという事を強調したいと存じます。その他請負工事を大幅にやらせるとか、

電氣電話事業の一つを切り落して民営に持つて行くという傾向がありませんが、その結果一貫した通信事業がくずれて、料金も一般へしわ寄せがされて来るということになつて来ておる点も申し上げたいと存じます。

以上はなほ難題でございますが、電話をできるだけ増加し、現在のように入産階級のわずかな人しか使用できないという現状から、次第にこれを大衆化しようとする点は了解できるのでございますが、建設資金そのものが即利用者負担になつて来るという点に問題があり、その点で反対をいたすものでございます。同時に建設資金の面、いろいろな面について一貫した通信政策と、積極的な政府の態度があつてしかるべきではないかという点を重ねて申し上げまして、私の意見といたしたいと存じます。

○成田委員長 参考人三氏に対しては、質疑があればこれを許します。――質疑はないようでございますから、この程度にとどめます。

この際参考人の方々に委員一同を代表いたしました。一言お礼を申し上げます。本日は御多忙のところ、長時間にわたりました。多年の御経験に基いた貴重な御意見を開陳していただきまして、法案審査の上に非常な参考となつたことを心から御礼申し上げます。

次会は公報をもつて御通知いたすこととして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

第四号中正誤

頁段行	誤	正
七四三	の相当する額	を相当する額
二四三	左の事項の	左の事項を